安全行動調査の手引き

～ヒューマンエラーの傾向を見える化してみませんか？～

中央労働災害防止協会（中災防）
JAPAN INDUSTRIAL SAFETY AND HEALTH ASSOCIATION

全ての働く人々に安全・健康を ～ Safe Work , Safe Life ～
JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

2025.4

目次

はじめに

Ⅰ　安全行動調査について
　１　調査の概要　４
　　（１）調査票　５
　　（２）調査結果　７
　　（３）調査結果による取組み　８
　２　申込みから調査結果活用までの流れ　９

Ⅱ　安全行動調査の実施について
　１　申込み
　　（１）申込書類について　１２
　　（２）調査実施の条件　１３
　２　調査の実施
　　（１）コードの設定　１５
　　（２）調査票の記入項目　１９
　３　料金
　　（１）料金表　２０
　　（２）料金の支払い　２２
　４　個人情報保護　２２

Ⅲ　調査結果の見方
　１　調査結果資料　２３
　　（１）あなたの安全行動診断結果　２４
　　（２）全体集計表　２５
　　（３）妥当性低位者一覧　２６
　　（４）集団集計表と集計グラフ　２７
　　（５）平均グラフ　２８
　　（６）各傾向の点数と段階区分　２９
　　（７）オプション　３０
　２　各傾向の見方
　　（１）エラー傾向　３３
　　（２）パーソナリティー傾向　３５
　３　個人結果の留意事項　３８

Ⅳ　調査結果の活用方法
　１　事業場での活用方法　３９
　２　個人の自己目標設定への活用例　４０
　３　活用にあたっての留意点　４１
　４　既存の安全衛生活動への活用　４２

Ⅴ　付録
　１　Q&A　４５

はじめに

中央労働災害防止協会（中災防）では、ヒューマンエラー等による不安全行動の防止のための活動に役立つ資料を事業場に提供することを目的に、昭和62年から心理学分野等の専門家及び企業の安全担当者からなる「不安全行動と作業者の心理的要因の調査研究委員会」を設け、労働者のエラー・性格的要因と不安全行動との関連についての調査研究を行い、「安全行動調査手法」を開発しました。

この調査手法では、実施の簡便さにも配慮して、調査票による質問調査方式を採用し、その調査票においては、専門的・抽象的な内容は極力避け、日常的な行動や経験を取り上げ、質問項目を設けました。

開発後の数年間は、事業場での試行及びその結果に基づく手法の改善を重ね、平成９年２月から「安全行動調査」を開始しました。その後、延べ約46万人の方（令和7年4月末現在）に本調査を利用していただいています。

もし事業場においてヒューマンエラー等による不安全行動の頻発に悩んでいる、作業行動災害が急に増えて困っている、というようなことがありましたら、是非、安全行動調査の活用をご検討ください。

Ⅰ　安全行動調査について

1　調査の概要

日常的な行動や経験を取り上げ、できるだけ日用的な言葉で作成された78の質問による「安全行動調査票」に、「はい」又は「いいえ」の二者択一で回答する質問調査方式を用いて行います。調査票はマークシート形式とExcel形式から選択できます。

回答についてコンピュータによる点数化を行い、「エラー傾向（４種類）」及び「パーソナリティー傾向（性格・行動様式など８種類）」を分析します。分析結果により、本調査時点でその人がどのようなエラーを発生しやすいのか、またエラーの背景となるどのような性格的な特徴があるのかを知ることができます。

質問及び「あなたの安全行動診断結果」については、日本語、英語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語の5ヶ国語に対応しています。各種集計及びオプションについては日本語表記となります。

エラー傾向	① 聞き違い・見落とし ② 勘違い ③ 度忘れ ④ 物忘れ	
パーソナリティー傾向	① 疲れやすさ ② 気の弱さ ③ 根気のなさ ④ いい加減さ	⑤ 自制心のなさ ⑥ 軽率さ ⑦ 協調性のなさ ⑧ 神経質さ

Ⅳ　調査結果の活用方法

２　個人の自己目標設定への活用例

調査結果をもとに各人が自己目標（努力目標）を設定し、意識的に安全行動を心掛けるという活用方法があります。この「自己目標」には、自身の行動目標もありますし、監督者の場合は、部下の指導目標も含まれます。この「自己目標」については、一定期間後に到達度を評価し、見直すことが重要となります。

自己目標の設定、見直しについては、各個人に任せる方法、小集団活動の中で発表しながら相互に安全行動を目指す方法などがあります。各職場の風土によっても異なりますが、後者の方がより効果的な方法と考えられます。

この自己目標の設定について留意すべき事項は次のとおりです。

○　到達目標を明確にすること。

○　目標表現はできるだけ限定的で具体的な「行動を示す」ものとすること。

例）・＊＊を動かす（操作する）前には、一呼吸おく

・＊＊を行う前に必ず指差呼称する

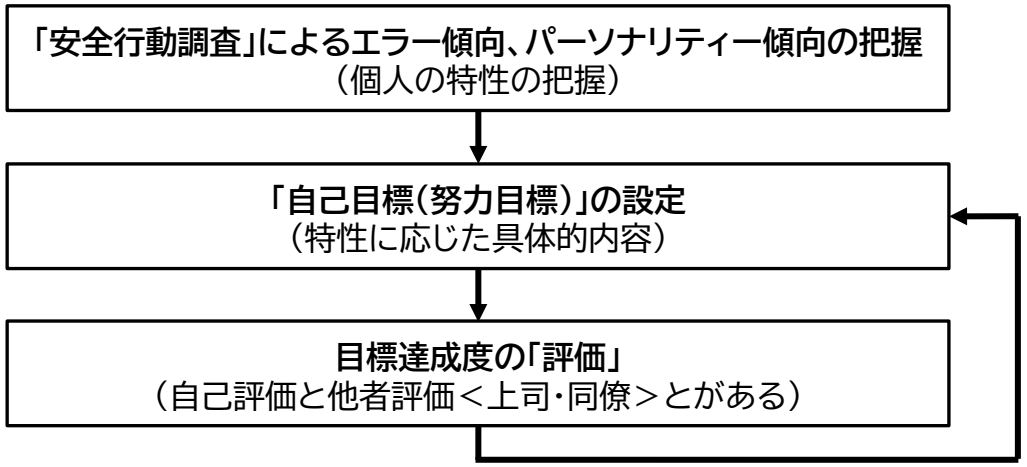

お申込み・お問合せ先

調査費用のお見積りやサンプルのご依頼も承ります。

〒１０８－００１４

東京都港区芝５－３５－２

中央労働災害防止協会　技術支援部

安全衛生管理支援課

ＴＥＬ　０３－３４５２－６４０４

ＦＡＸ　０３－５４４５－１７７４

E-mail　ms-kc@jisha.or.jp

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和７年（２０２５年）１月１日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※　経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が５分割されました。

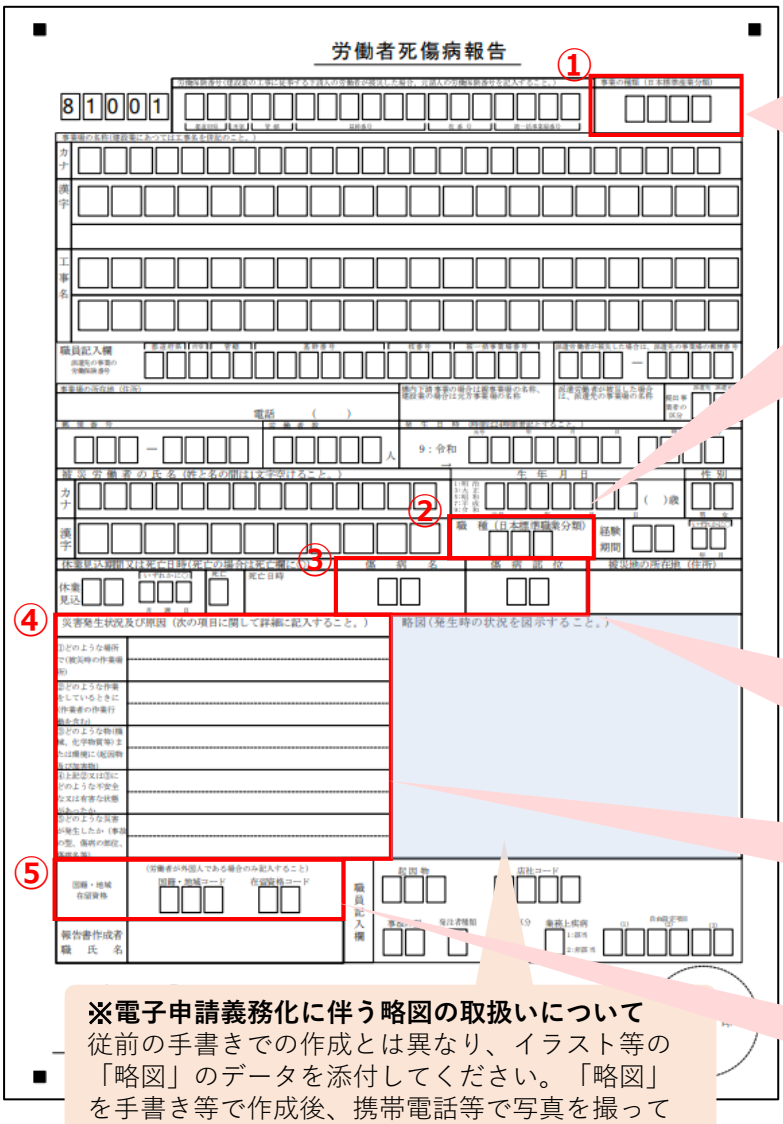

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
（例）製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
（例）生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
（例）傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因
５つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※　**令和７年１月１日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。**

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

令和７年度 安全衛生管理計画書

（コピーして使用して下さい。）

代表者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者

基本方針	

事業場名

〒

所在地

業　種

労働者数　男　　人　女　　人　計　　人

構内協力事業場数　　社

派遣労働者数　　人

重点施策	実施項目	前年度の評価	目標	年間スケジュール 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

自社の実施可能な計画を作成の上、令和７年７月３１日までに、所轄労働基準監督署に提出して下さい。（本様式は愛媛労働局ホームページに掲載しています。）

新たな化学物質規制に関する「アンケート」のお願いについて

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。

近年、全国的に見て、化学物質を原因とする労働災害が多く発生しており、更にがん等の遅発性疾病の発症も後を絶たない状況にあります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省としましては、適正な化学物質管理のため、令和４、５年に労働安全衛生法令を順次改正してきたところです。

この度、愛媛労働局管内における、改正内容の周知状況を確認するため、「アンケート」にご協力をお願いします。

【リンクURL】
https://forms.office.com/r/bnZriRz5pN?origin=lprLink

【QRｺｰﾄﾞ】
ここにアクセスし、アンケート及び資料を閲覧ください。

下記の①から⑫までの詳細については、標記QRコードにアクセスしていただきリーフレット等の内容等についてご確認願います。

①リーフレット「新たな化学物質規制が導入されます」
②リーフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制（概要）」
③リーフレット「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（概要）」
④化学物質対策に関するＱ＆Ａ（ラベル・ＳＤＳ関係：令和６年２月28日更新）
⑤化学物質対策に関するＱ＆Ａ（リスクアセスメント関係：令和６年２月28日更新）
⑥リスクアセスメント対象物（表示・通知対象物質）一覧（896物質：令和６年４月１日現在）
⑦濃度基準値設定物質等の一覧（179物質：令和６年５月8日現在）
⑧濃度基準告示及びその適用方法等に関する技術上の指針関係
⑨皮膚等障害化学物質一覧（令和６年４月１日現在）
⑩がん原性物質（令和６年４月１日適用分）
⑪リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン
⑫化学物質のリスクアセスメント支援ツール（職場のあんぜんサイト：化学物質情報）
⑬その他の化学物質対策に関する情報（職場のあんぜんサイト：化学物質情報）

※ご不明点などがございましたら、
愛媛労働局労働基準部健康安全課までお問い合わせください。
連絡先　〒790-8538　松山市若草町４－３松山若草合同庁舎５階
電話：089-935-5204